

レイサム アンド ワトキンス  
独占禁止法・競争法プラクティスグループ

2021年7月26日 | 第 2890 号

[Read this Client Alert in English](#)

## バイデン政権による大統領令とその政策転換—独占禁止法執行強化の新時代へ

バイデン政権による競争法の執行強化により、過去の合併の見直しや、新たな報告義務の追加、テクノロジー、ヘルスケア及び銀行分野など広い範囲の執行などの可能性が生じています。

ホワイトハウスは7月9日（金）、包括的な大統領令において独占禁止法上の優先項目を発表しました。これはバイデン政権が特定した、過去40年間の独占禁止法運用の不備に対処するためのもので、7月12日（月）米国連邦取引委員会（FTC）のリナ・カーン委員長は、次回のFTC会議において、合併を計画する企業の事前報告につき規定する、これまで25年間継続されてきたポリシーステートメントの撤廃を検討する計画であることを発表しました。カーン氏は6月15日にFTC委員長に就任して以来活発な活動を続けていますが、本大統領令はこれに続く形で、良く知られた超党派の問題をいくつか包括的に受け入れ、また、独占禁止法執行に対して近年強まっていた批判もしっかりと考慮に入れる試みがなされた内容となっています。これらの変更により、今後の独占禁止法上の審査はより厳格化することが予想され、これは独占禁止法執行機関に対して専門家が既に認識してきた変化と一致しています。

### 本大統領令

本大統領令は、二世代にわたり独占禁止法の執行を規定してきた政策と分析的枠組みや規制の取組みを廃止することになる可能性が高いと言えます。代わりに本大統領令は、より柔軟性に富み、かつ必ずしも根拠を必要としない枠組みの導入を目指しており、その結果、企業に対する規制は明確性を失い、新たな理論を推し進める規制当局の力が強まることが予想されます。独占禁止法執行の妨げになると判断されたポリシーステートメントを撤廃する取組みは、本大統領令の発表前に既に進行中でした。バイデン大統領による本大統領令は、「経済において台頭する大企業に対する連邦政府の対応を取りまとめる」ための、幅広い独占禁止法に関する取組みの最新の一步であると言えます。

バイデン政権は、テクノロジー、ヘルスケア、銀行分野における合併規制や、雇用契約中の競争禁止条項など労働者の流動性や賃金に影響を与える特定の慣行に対し特に焦点を当てています。本大統領令は、既存の独占禁止法の変更又は修正をおこなわない代わりに、連邦政府機関に、バイデン政権が掲げる独占禁止法執行上の優先項目を実行するよう求め、また、独占禁止法執行機関による実施状況を管理するホワイトハウス競争評議会を新たに設置しました。本大統領令により、FTC及び米国司法省（DOJ）が重要なイニシアティブをとり、独占禁止法の執行を強化していくと予想されます。

今回の発表において、バイデン大統領は「米国経済における競争を促進し、家庭に対しては価格の低下を提供し、労働者の賃金を引き上げ、イノベーション（技術革新）及び経済成長の加速を促す」ことを目指すと述べています。この目標達成のために、本大統領令は、テクノロジー、労働市場、ヘルスケア・医薬品、輸送、農業、インターネットサービス、及び銀行・消費者金融といった特定の分野に焦点を当てています。これらの分野はFTCの民主党委員らが強調したもので、FTC委員長独自の判断でこれらの分野に対する調査実施権限に対する制限を排除するために、手順上の手始めとしてターゲットに掲げられています。

本大統領令は主に特定の事業分野に焦点を当てていますが、ポリシーステートメントは広範囲に及ぶため米国でビジネスを行うほとんどの企業に影響を与える可能性があります。このステートメントは、FTC及びDOJに「独占禁止法を積極的に執行する」ことを求める施策を含め、72件の施策で複数の連邦機関に取組みを求めています。具体例は以下の通りです。

・ **テクノロジー分野での買収が焦点に**：本大統領令は、「ビッグテック（大手ハイテク企業）」による買収に特に重点を置き、支配的なインターネットプラットフォームに焦点を当て、とりわけ新興の競合企業を買収、連続的な合併、データの蓄積、「無料」の製品による競争、ユーザーのプライバシーへの影響などに注意を払い「合併の審査をより厳格化する」方針を発表しました。照準はビッグテックに当てられていますが、ハイテク企業全般にとって潜在的な派生効果は重大です。独占禁止法執行機関は、次なる大手プラットフォームの出現を防ぐために、今回大手プラットフォームに適用した方針を今後ハイテク業界全体に適用する可能性もあります。さらに、本大統領令は FTC に対し、インターネット市場での不正な競争手段を禁止する規制に加え、監視及びデータの蓄積に関する規制を確立するよう要請しています。これらの規制は、スタートアップを含むあらゆる規模の企業に影響を与える可能性があります。

・ **労働問題が一番の懸案事項に**：本大統領令は、労働問題に特に焦点を当てています。第一に、本大統領令は FTC に対し、従業員間の競争禁止条項を禁止又は制限するよう促しています。その目標は、従業員が転職しやすい環境を作り経済の流動性を高めることにあります。これは、従業員の引抜き禁止協定が独占禁止法違反として刑事訴追に値するとして異議を申し立てた、DOJ の最近の取組みに基づいて進められています。本大統領令の焦点は労働法上の競争禁止協定ですが、ビジネス上の競争禁止協定を検討している企業は特に、独占禁止法執行機関が過去二年間に複数回、ビジネス上の競争禁止協定に異議を申し立てている背景もあることから、そのような協定が正当なビジネス上の目的にのみ適用されるよう、引き続き注意を払う必要があります。また本大統領令は FTC に、不必要な業務独占資格を求めることを禁止するよう促しています。これは、特に州境を越えるような職業上の移動を不必要に制限する要件を排除するための、前政権における FTC の取組みに基づき進められています。本大統領令はまた、FTC と DOJ に、雇用者同士が賃金や福利厚生に関する情報を共有することについて、独占禁止法ガイドラインを強化するよう促しています。つまり、これらの指令が示すように、バイデン政権による独占禁止法執行の取組みにおける重要課題は、執行機関による合併審査の厳格化に加えて、労働問題であることを示します。

・ **DOJ 及び FTC は病院及び銀行の合併に特に焦点を当て合併ガイドラインを更新予定**：本大統領令は、FTC と DOJ に合併ガイドラインの見直し及び改訂を要請しています。本大統領令が出された直後、FTC と DOJ は、2010 年にオバマ政権が発行して以来初めてとなる、水平型合併ガイドラインの見直し計画を発表しました。この発表では、現在の合併ガイドラインが「過度に寛容ではないか判断する」ために「厳しい目」で見直しを行うことが約束されています。今後予想される変化としては、反競争的合併と推測される企業集中化の閾値の低減、初期又は潜在的段階での競争禁止事項の構築、効率性の抗弁など

の抗弁の排除などが考えられます。2020年初頭から6件続く病院合併に対する一般市民による反対もあり、本大統領令はFTCとDOJに対し、最も活発な合併分野の一つである病院合併に対する執行機関のアプローチを再考するよう具体的に求めています。また本大統領令は、銀行及び消費者金融の分野にも重点を置いており、DOJに対し、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社及び通貨監督庁の協力を仰ぎつつ、より厳格な審査を実現するために銀行合併に関するガイドラインを更新するよう、促しています。水平型合併ガイドラインの再検討により、合併に問題があると判断するにあたっての独占禁止法執行機関の柔軟性が非常に高まる一方で、提案された合併を執行機関がどのように審査するのか、一般人にとっては非常に不明確になると考えられます。但し、この点は今後の展開により明らかになるでしょう。水平型合併ガイドラインは、裁判所が合併に対する申立てを審理する際に繰り返し引用しており、裁判所は其中で、明確性と柔軟性が特に重要であると述べています。

・**リバース・ペイメントによる特許訴訟の和解の禁止**：本大統領令は、リバース・ペイメントによる特許訴訟の和解（いわゆる「pay for delay」）や、また知的財産権の問題に焦点を当てた同様のその他行為も、全面的に禁止するよう促しています。このような和解に対して、独占禁止法執行機関は過去20年間にわたり繰り返し異議を申し立てており、議会はこれを禁止する法律の導入も検討したことがあります。

## FTCにおける政策転換

過去数十年間、独占禁止法執行機関は、そのガイドライン及びポリシーステートメントを通じて、国民全体及び経済界に、合併やその他の行為を審査する際に執行機関が適用する分析的枠組みを提供し、また違反に対する救済策を実施することで、透明性の確保を目指してきました。FTCカーン委員長は、今回の大統領令に加えて、実用的な意義をもつ即時の変更が採用される可能性を示唆しています。

・7月1日FTCは、FTC法第5条が規定する独占禁止法執行に関するオバマ時代の超党派的FTCステートメントを撤廃しました。そのポリシーステートメントでは、FTC法は他の独占禁止法と同列であり、他の独占禁止法を超えて適用されることはないとして述べていました。このポリシーステートメントの撤廃により、FTCが、シャーマン法及びクレイトン法が課す法的制限を超えた執行措置を検討する（おそらくハイテク及びライフサイエンス業界において）可能性もあるといえます。

・7月21日の次回公開委員会で、FTCはクリントン政権において施行され25年間継続してきたポリシーステートメントの撤廃を検討する予定です。同1995年ポリシーステートメントの中でFTCは、合併の当事者は今後同一業界の全ての買収計画を積極的に報告し承認を受けるべきとする命令に従う必要は無い、と述べています。このポリシーステートメントが施行されて以来、FTCは事実関係からこれらの制限が必要であると判断した場合にのみ、選択的に制限を課してきました。このポリシーステートメントの撤廃により、同意審決(consent decree)を締結し、その後同じ事業領域で後続の買収に従事しているような企業にとって、報告義務が大幅に変更される可能性があります。

過去数十年間合併に対する規制執行を批判してきた人々は、独占禁止法執行機関の権限を制限するようなポリシーステートメントやガイドラインが撤廃されることを歓迎するでしょう。しかし、これらの変化は、合併やその他競争上の問題を引き起こす可能性がある行為を計画する企業に不確実性をもたらす可能性もあります。今後やって来るであろう不確実性の時代を示唆する証拠として、本大統領令は、今後の任務の一つとして「これまで政府が問題視してこなかった過去の悪しき合併に異議を唱える」ことを挙げています。ワシントンD.C.におけるこの急激な変化は今後も続くと考えられ、企業は、早急に独占禁止法の担当弁護士と連絡を取り合い、検討を行う必要があります。

---

本クライアントアラートに関してのご質問は、下記執筆者又は藤 かえで（東京オフィス 外国法事務弁護士 ニューヨーク州法）までお問い合わせください。

**Ian R. Conner**

ian.conner@lw.com  
+1.202.637.1042  
Washington, D.C.

**Michael G. Egge**

michael.egge@lw.com  
+1.202.637.2285  
Washington, D.C.

**Kelly Smith Fayne**

kelly.fayne@lw.com  
+1.415.646.7897  
San Francisco

**Joshua N. Holian**

joshua.holian@lw.com  
+1.415.646.8343  
San Francisco

**Hanno F. Kaiser**

hanno.kaiser@lw.com  
+1.858.509.8458  
San Diego / San Francisco

**Belinda S Lee**

belinda.lee@lw.com  
+1.415.395.8851  
San Francisco

**Amanda P. Reeves**

amanda.reeves@lw.com  
+1.202.637.2183  
Washington, D.C.

**Matthew J. Piehl**

matthew.piehl@lw.com  
+1.202.637.2154  
Washington, D.C.

下記のクライアントアラートもご覧ください。

[RSVP: The Biden Administration's Regulatory and Enforcement Priorities — A Six-Month Update \(July 28 Webcast\)](#)

[US Senate Bill Would Reshape Antitrust Enforcement and Litigation](#)

[Annual HSR Threshold Adjustments Announced for 2021](#)

[A Look Ahead at the Biden Administration's Regulatory and Enforcement Priorities \(Webcast\)](#)

[The Limits of Rivalry: The Role of Rivalry Between Companies in an Antitrust Context](#)

---

クライアントアラート (Client Alert) は、レイサム アンド ワトキンスがクライアント及び関係者へのニュース配信サービスとして発行しているものであり、法的アドバイスを行うことを意図したものではありません。本書のテーマについての詳細な分析又は説明が必要な場合には、通常ご連絡いただいている当事務所の弁護士へお知らせください。（当事務所の弁護士が資格を有しない法域の法律事務につき勧誘するものではありません。）レイサム アンド ワトキンスが発行したクライアントアラートの一覧は、[www.lw.com](http://www.lw.com) からご覧ください。お客様のご連絡先やレイサム アンド ワトキンスから受け取る情報について変更をされたい場合には、[visit our subscriber page](#) にて、当所のクライアントメーリングプログラムにご登録ください。